



令和6年度

# 人権に関する作品募集 募集要項

提出期限：令和6年9月9日(月)必着

提出先：宮崎県人権啓発推進協議会

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県人権同和対策課内(県庁8号館6階)

電話：0985-32-4469 FAX：0985-32-4454

E-mail：jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp



## 1 目的

この作品募集は、人権啓発強調月間（8月）の人権啓発事業の一環として、未来を担う児童・生徒が、人権に関する作品の制作・応募を通じて人権を尊重することの大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるとともに、募集した作品を人権啓発資料として活用することにより、広く県民の人権意識の普及高揚を図ることを目的に実施しています。

人権尊重の大切さについて、一生懸命に考えながら作品を制作する過程そのものが児童・生徒自身にとっての啓発であり、また、子どもたちが一生懸命に考えて制作した作品に触れることにより、大人やほかの子どもたちに対する啓発にもつながっています。

## 2 主催

宮崎県 宮崎県教育委員会 宮崎地方法務局 宮崎県人権擁護委員連合会 宮崎県人権啓発推進協議会

## 3 この作品募集が兼ねる作品コンテスト等

「ポスター 小学生・4年生以上の部」は、「小学生人権ポスターコンテスト」（主催：宮崎地方法務局、宮崎県人権擁護委員連合会）を兼ねます。

## 4 応募資格

宮崎県内の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童・生徒

## 5 募集する作品の内容(子どもたちにお伝えいただきたいこと)

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動、地域社会との関わりなどの中で、人権を尊重することの大切さについて考えたことや経験したことを表現した、次のような作文及び図画・ポスターをお待ちしています。

例1 人権問題について「気づき」の機会を提供できるような作品

例2 人権問題への対応を前向きにかつ分かりやすく描いた作品

例3 男女平等社会やいじめのない社会など誰もが望ましいと思える社会を表現した作品

宮崎県人権ホームページ([宮崎県 人権に関する作品](#))に過去の作品を掲載しています。

## 6 募集区分及び作品の規格

(1) 作文(いずれもたて書き400字詰め原稿用紙、パソコン等での原稿作成も可)

- ・ 小学生・3年生以下の部：3枚(1,200字)以内
- ・ 小学生・4年生以上の部：5枚(2,000字)以内
- ・ 中学生の部：5枚(2,000字)以内※
- ・ 高校生の部：5枚(2,000字)以内

「作文：中学生の部」については7ページ以降をご覧ください。



※ 作文・中学生の部は、宮崎地方法務局が主催する「全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会」の募集対象となるため、提出先や推薦作品に添付する様式が異なります。7ページ以降をご覧ください。

★ いずれも原稿の始めに、題名・学校名・学年・氏名(ふりがな)を記入

※ パソコン等で原稿を作成する場合は、上記原稿用紙と同様のマス目入りの書式で作成してください。なお、小学生3年生以下の部については、例えば15字×15字縦書き原稿用紙等を使用したものでも、上記の文字数以内であれば差し支えありません。

(2) 図画・ポスター(いずれも四つ切り画用紙(たて・よこ、画材自由))

- 小学生・3年生以下の部: 図画
  - 小学生・4年生以上の部: ポスター
  - 中学生の部: ポスター
  - 高校生の部: ポスター
- } ポスターは、内容に合う文字を入れてください  
(例:「人権を大切に」など)

★ いずれも作品の裏面に、学校名(市町村立学校の場合は市町村名も)・学年・氏名(ふりがな)を記入  
※ クレヨン、毛糸、石等の剥落するおそれのある固形物の貼り付けは御遠慮ください。

上記(1)(2)いずれも応募者が作成した未発表の作品で、第三者が著作権等の権利を有する著作物等  
を利用していないものとしします。また、生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場  
合は、審査の対象となりません。

7 作品の推薦及び提出方法並びに提出期限

作品は、各学校において応募作品の中から次の①または②の方法より募集区分ごとに推薦作品を選定し、応  
募・推薦様式とともに令和6年9月9日(月)までに宮崎県人権啓発推進協議会に送付又は持参により提出して  
ください。

作文のみメール提出も可としますが、その際はワードもしくはpdfデータで提出してください。

また、児童・生徒一人につき、「作文」1点、「図画・ポスター」1点、計2点まで推薦作品として選  
定できます。

① 応募作品が1点~60点の場合 →推薦作品数3点以内を選定	② 応募作品が61点以上の場合 →応募作品数の5%(1点未満の端数は切り上げ)以内を選定
-----------------------------------	---

例: 応募作品数が65点の場合

→推薦作品4点以内 (65点×5%=3.25点→1点未満の端数切り上げにより4点以内)

(応募の流れ)



● 提出に当たってのお願い

- 推薦作品以外の作品(例: 全ての応募作品)が提出された場合、どの作品を推薦作品とするかの確認  
が必要となります。必ず推薦作品のみを提出してください。
- 小学生の推薦作品は、以下の例のように募集区分ごとに推薦作品を選定してください。  
(学年ごとの応募作品数や全学年の応募作品合計数から推薦作品上限を選定するのは誤りです。)

選定の例

作文・小学生3年生以下の部

学年	応募作品数	合計作品数	推薦作品上限
1年生	15点	15+20+20 = 55点	合計60点未満のため、 55点の中から 3点まで推薦可能
2年生	20点		
3年生	20点		

作文・小学生4年生以上の部

学年	応募作品数	合計作品数	推薦作品上限
4年生	35点	35+30+25 = 90点	90×5%=4.5 90点の中から 5点まで推薦可能
5年生	30点		
6年生	25点		

- 応募・推薦様式は、「作文」、「図画・ポスター」について1校でまとめて作成してください。
- 本校と分校がある学校については、本校・分校それぞれに、応募作品の中から推薦作品を選定し、関

係書類も別々に作成してください。ただし、提出する際には、一緒に提出されても構いません。

- 外国語で作文を作成した場合又は視覚に障がいがあり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文又は墨字、反訳文とします。

## 8 審査及び受賞者の決定等

- (1) 主催者において委嘱した審査委員により、募集区分ごとに次の各賞を決定します。

最優秀賞:1点
優秀賞:3点
奨励賞:5点

※ 審査の結果、受賞作品数が変更される場合があります。

- (2) 「ポスター 小学生・4年生以上の部」は小学生人権ポスターコンテストも兼ねるため、(1)のほかに、「人権に関する作品」審査後、宮崎地方法務局及び宮崎県人権擁護委員連合会（地域人権擁護委員協議会）が、同法務局の本支局（宮崎、都城、延岡、日南）の所管地域ごとに、「協議会長賞」等を決定します。
- (3) 推薦及び受賞の有無に関わらず、作品を応募した児童・生徒全員が参加賞（記念品）の対象となります。

## 9 受賞者の発表（令和6年11月中旬（予定））

受賞者の学校名・学年・氏名を記載した受賞者名簿を、市町村、市町村教育委員会、受賞者在籍校等に通知するほか、宮崎県ホームページに掲載します。

なお、この作品募集が兼ねている「小学生人権ポスターコンテスト」の「協議会長賞」等については、宮崎地方法務局（本局・各支局）から発表されます。入賞者の学校名・学年・氏名は受賞者名簿により公表しますので、あらかじめ御了承ください。

作文については、公表に際して、応募者の意向に応じて、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とすることができます。

## 10 受賞等

最優秀賞、優秀賞及び奨励賞の受賞者には、賞状と賞品を授与します。

なお、上位入賞者については、人権週間に合わせて、令和6年12月上旬～12月中旬に授賞式を行い、その他の受賞者については、学校を通じて授与します。

また、参加賞の記念品は、令和7年2月頃に、各学校へ（市町村立小・中学校へは市町村教育委員会を經由して）発送する予定です。

## 11 その他

- (1) 入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします（本人及び在籍校の利用は差し支えありません。）。
- (2) 主な受賞作品については、宮崎県人権啓発推進協議会、宮崎地方法務局又は市町村が作成する人権啓発資料（作品集及びカレンダー）として活用するほか、ホームページ等に掲載します。また、新聞に掲載する場合があります。なお、作文については、作品の趣旨を損なわない範囲で修正をお願いする場合があります。
- (3) 宮崎県人権啓発推進協議会に提出された推薦作品（作文及び図画・ポスター）は、返却しませんので、あらかじめ御了承ください。



# 令和6年度人権に関する作品募集 応募・推薦様式

学 校 名	※ゴム印可
学校電話番号	※ゴム印可
学校FAX番号	※ゴム印可
担当者職氏名	※ゴム印可
学校文書受付用 メールアドレス	

**注意事項**

- ・作文中学生の部は、全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会への応募として別の様式で宮崎地方法務局への提出となります。
- ・応募区分で、複数の学校種別を推薦する場合は、コピーもしくは宮崎県人権ホームページよりダウンロードの上、学校種別ごとに提出をお願いします。  
例：義務教育学校小学生の部・中学生の部それぞれ応募する場合→小学生の部1枚、中学生の部1枚を提出
- ・学校種別以外の別（作文と図画・ポスター、小学生3年生以下と小学生4年生以上の部等）は、1枚にまとめて提出いただいて構いません。

**1 応募作品数及び内訳（応募のあった作品すべての数）**

作文			図画・ポスター		
学年	応募者数	応募作品数	学年	応募者数	応募作品数
年	人	点	年	人	点
年	人	点	年	人	点
年	人	点	年	人	点
年	人	点	年	人	点
年	人	点	年	人	点
年	人	点	年	人	点
計	人	点	計	人	点

※協議会使用欄 参加賞送付数 \_\_\_\_\_ 点

**2 推薦作品数（該当する区分を選択し、（ ）内に推薦点数を記入）**

作文		図画・ポスター	
<input type="checkbox"/> 小学生・3年生以下の部	（推薦作品 点）	<input type="checkbox"/> 小学生・3年生以下の部	（推薦作品 点）
<input type="checkbox"/> 小学生・4年生以上の部	（推薦作品 点）	<input type="checkbox"/> 小学生・4年生以上の部	（推薦作品 点）
<input type="checkbox"/> 高校生の部	（推薦作品 点）	<input type="checkbox"/> 中学生の部	（推薦作品 点）
		<input type="checkbox"/> 高校生の部	（推薦作品 点）

※推薦作品数：1募集区分につき3点（1募集区分の応募作品数61点以上の場合は応募作品数の5%以内）

**3 推薦名簿（氏名ゴム印可）**

作文			図画・ポスター		
学年	氏名	ふりがな	学年	氏名	ふりがな
年			年		
年			年		
年			年		
年			年		
年			年		
年			年		



# 令和6年度 全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会 募集要項

提出期限:令和6年9月9日(月) 宮崎地方法務局人権擁護課 必着  
送付先: 〒880-8513 宮崎市別府町1番1号 宮崎地方法務局人権擁護課宛  
電話 0985-22-5124 FAX 0985-28-3705 Eメール jinken\_miyazaki\_moj\_bal@i.moj.go.jp

## 1 名 称

令和6年度「全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会」

## 2 主 催

宮崎地方法務局、宮崎県人権擁護委員連合会、宮崎県、宮崎県教育委員会、  
宮崎県人権啓発推進協議会

## 3 共 催

宮崎日日新聞社

## 4 趣 旨

法務省と全国人権擁護委員連合会は、人権尊重思想の普及高揚を図るため、昭和56年度から「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しています。

これを受けて、宮崎地方法務局及び宮崎県人権擁護委員連合会は、宮崎県との連携の下に、未来を担う中学生が人権をテーマとした作文を制作することを通じて、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とします。

## 5 対 象

県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

## 6 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

また、共生社会への実現へ向けた取組の一環として、外国人や障がいのある人との共生等をテーマとした作品の積極的な応募もお願いします。

## 7 作文の規格

(1) 学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内。

外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とします。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象となりません。

(2) 本文の始めに題名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を記入してください。

(3) 応募作品は、一人1編とします（ただし、未発表のものに限ります。）。

(4) 提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とします。

(5) 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象となりません。

## 8 応募方法

各学校は、応募作品を取りまとめ、応募総数に応じて、推薦作品を選定し、別添の応募様式を添えて以下の提出先に提出してください。

### 【提出先】

〒 880-8513 宮崎市別府町1番1号 宮崎地方法務局人権擁護課

Tel (0985) 22-5124

(提出物) 推薦作品、別添様式

なお、推薦作品数は、作文の応募総数に応じて、次の基準により各学校で選考してください。

応募作品数	推薦作品数
1点～60点の場合	3点以内
61点以上の場合	応募作品数の5%（1点未満の端数は切上げ）以内 *例えば、応募作品数が65点の場合は、推薦作品数は4点以内 （65点×5%=3.25点以内⇒1点未満の端数切上げにより4点以内）

## 9 応募期限

令和6年9月9日（月）必着

## 10 審査方法

主催者の委嘱した審査委員により行います。

なお、「全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会」の優秀な作品については、法務省及び全国人権擁護委員連合会主催の「第43回全国中学生人権作文コンテスト」中央大会に推薦します。

## 11 受賞者の発表

令和6年11月下旬（予定）

## 12 表彰等

令和6年12月上旬から12月中旬に、最優秀賞1点、優秀賞2点、奨励賞5点を選定し、賞状と賞品を贈呈します。

また、別途、宮崎日日新聞社賞（1点）を選定し、賞状と賞品を贈呈します。

なお、上位入賞者については、人権週間に合わせて、令和6年12月上旬～12月中旬に授賞式を行い、その他の受賞者については、学校を通じて授与します。併せて、令和7年2月頃に、各学校の応募者全員に参加賞を贈呈します。



### 13 そ の 他

- (1) 応募作品は返却しません。
- (2) 入選作品の著作権は、主催者に帰属するものとし、啓発資料として活用します。
- (3) 書籍や刊行物等（ウェブサイトにおける文献等を含む。）から文章を引用する場合は、その出典を明らかにした上で引用してください。  
なお、過去のコンテストにおいて、他の作品を流用・盗用した事案が生じているため、各学校から児童・生徒に対し、他人の作品を盗用して自分の作品として提出することは許されないことであり、人権作文は自らの言葉、発想で表現するものであることを十分にお伝えいただきますようお願いいたします。
- (4) 公表に際して、応募者の意向に応じて、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とする。
- (5) 応募者本人以外の者が、作文を加筆・修正することはできません。
- (6) 法務省ホームページ（[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinkensakubun\\_no\\_kakikata01.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinkensakubun_no_kakikata01.html)）に、人権作文を書くに当たっての留意事項等を掲載しているので、参考にしていただきますようお願いいたします。
- (7) 「第43回全国中学生人権作文コンテスト」中央大会への推薦作品については、応募者の学校名、学年及び氏名(前記13(4)の場合を除く。)、応募作品の題名が公表されます。  
また、同大会の上位入賞作品等については、法務省ホームページ、作文集等において作品の内容を公表するとともに、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがあります。  
なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。



# 令和6年度全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会

## 応募・推薦様式

学校名

---

学校電話番号

---

学校FAX番号

---

学校代表メールアドレス

---

担当者職氏名

※「メールアドレス」欄は、必ず学校の公用アドレスを記入してください（私用のメールアドレスは不可）。

### 1 応募作品数及び応募内訳

応募作品	1年生	2年生	3年生	合計
応募作品数	点	点	点	点
応募者数	人	人	人	人

※合計人数により参加賞の送付数を算定します。

### 2 推薦作品数及び名簿

推薦作品数	点
-------	---

学年	氏名	ふりがな	学年	氏名	ふりがな
年			年		
年			年		
年			年		
年			年		
年			年		
年			年		

(続きありなし)

